

## ～男性労働者の育児休業の取得割合～

当院では育児休業取得推進のため、育児休業制度と育児休業取得推進に関する方針を院内に周知するとともに、2022年度においては雇用環境設備「育児休業等に関する相談窓口」の設置を行いました。

これらの取り組みより、2022年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）における男性労働者の育児休業等の取得割合については「30%」（※）となっております。

（※）育児休業等の取得割合算出方法は以下のとおりです。

公表前事業年度中に、雇用する男性労働者が  
育児休業等をしたものの数

公表前事業年度中に、事業主が雇用する  
男性労働者であって、配偶者が出産したものの数

当院におきましては、引き続き育児休業制度の周知や取得の推進に加え、ワークライフバランスの向上に向けた各種施策に取り組んでまいります。